

改正

平成16年3月26日規則第3号

平成20年12月26日規則第41号

平成21年3月30日規則第11号

平成23年5月23日規則第32号

平成23年9月21日規則第35号

平成27年3月9日規則第2号

平成30年11月15日規則第31号

平成31年3月29日規則第13号

令和2年3月31日規則第13号

令和4年6月10日規則第25号

令和4年9月20日規則第31号

令和6年3月29日規則第15号

令和8年2月27日規則第8号

令和8年3月31日規則第28号

角田市建設工事執行規則

角田市建設工事執行規則（昭和39年角田市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、市が執行する建設工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。

（2） 工事執行者 市長又はその委任を受けて工事に関する契約を締結し、執行する者をいう。

（工事の執行方法）

第3条 工事の執行方法は、請負又は委託とする。ただし、工事執行者が特に必要があると認めたときは、直営とすることができる。

- 2 工事の請負又は委託は、一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約によるものとする。
- 3 直営工事に関し必要な事項は、別に定める。

(競争入札の参加者の資格)

第4条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4に定めるもののほか、第167条の5及び第167条の5の2の規定により一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格要件を定めることができる。

(競争入札の参加手続)

第5条 競争入札に参加しようとする者は、隔年ごとに市長が定める期間に、一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）にその資格を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に前項の申請を受理することができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、入札参加手続に関し必要な事項は、別に定める。

(資格審査及び名簿の作成)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査し、競争入札に参加する資格を有する者について、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）を作成するものとする。

(一般競争入札の公告)

第7条 工事執行者は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する事項に違反した入札は無効とする旨
- (4) 契約条項を示す場所及び日時
- (5) 現場説明又は仕様書等の閲覧の場所及び日時
- (6) 入札執行の場所及び日時
- (7) 入札保証金に関する事項
- (8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの旨
- (9) 前各号のほか工事執行者が必要と認めた事項

- 2 工事執行者は、令第167条の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する一般競争入

札（以下「総合評価一般競争入札」という。）により契約を締結しようとする場合は、前項各号に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- （１） 総合評価一般競争入札の方法による旨
- （２） 総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）
- （３） 技術評価に関し提出しなければならない書類の有無等
- （４） 落札者の決定方法

3 前2項の規定による公告（以下「入札公告」という。）は、工事執行者が所定の掲示板等への掲示その他の方法により行う。

（指名競争入札の指名等）

第8条 工事執行者は、指名競争入札により契約を締結しようとする場合は、資格者名簿から、5人以上を指名しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、5人未満とすることができる。

2 前項の場合においては、前条第1項各号（第2号を除く。）に掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

（見積期間）

第9条 入札公告及び前条第2項及び第3項の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。

（入札保証金の額）

第10条 令第167条の7第1項（令第167条の13の規定において準用する場合を含む。）の規定による入札保証金の額は、競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が見積る入札金額の100分の5以上の額とする。

（入札保証金に代える担保）

第11条 前条に規定する入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次に掲げるものとする。

- （１） 国債証券又は地方債証券
- （２） 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手
- （３） 銀行又は市長が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が引き受け、

又は保証若しくは裏書をした手形

(4) 銀行又は工事執行者が確実と認める金融機関の保証

(入札保証金の免除)

第12条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 入札者が市を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結したとき。

(2) 競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に市又は他の官公署と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約をしないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前項第1号に該当する場合は、工事執行者は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の還付)

第13条 工事執行者は、入札終了後速やかに入札保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。)を還付するものとする。ただし、落札者については、契約保証金を納付する契約にあつてはその納付後、契約保証金を免除する契約にあつては契約締結後に還付するものとする。

2 落札者の入札保証金は、当該落札者の申出により、契約保証金に充当することができる。

(予定価格)

第14条 工事執行者は、競争入札により契約を締結しようとする場合は、当該競争入札に付する工事の価格の総額を設計書、仕様書等により予定し、その予定価格を記載した書面(以下「予定価格調書」という。)を作成しなければならない。

2 前項の場合において、当該契約が一定期間反復して行う補修工事等であるときは、工事の総額に代えて単価についてその予定価格を定めることができる。

(調査基準価格)

第15条 工事執行者は、令第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合も含む。)の規定により調査基準価格(契約の相手方となるべき者の申込み価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあつて、著しく不適當であると認める場合の基準となる価格をいう。)を設けたときは、予定価格調書にその調査基準価格を記載しなければならない。

(最低制限価格)

第16条 工事執行者は、令第167条の10第2項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の

規定により最低制限価格を設けたときは、予定価格調書にその最低制限価格を記載しなければならない。

(予定価格等の取扱い)

第17条 工事執行者は、予定価格調書を封書にし、競争入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）に引き継がなければならない。

2 予定価格調書の記載内容は、開札が終了するまで明らかにしてはならない。

3 入札執行者は、開札の際予定価格調書を開札場所に置き、開札後に開封しなければならない。

(入札の執行)

第18条 工事執行者は、競争入札を行うため、入札執行者をあらかじめ職員のうちから命ずるものとする。

2 入札執行者は、予定価格の範囲内に有効な入札がないときは、速やかに、再度の入札（以下「再度入札」という。）を行うものとする。

3 再度入札の回数は、2回を限度とする。

(入札者等)

第19条 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書（別記様式）を工事執行者の指定した日時までに、指定の場所に提出しなければならない。ただし、工事執行者が特に認めるときは、書留郵便をもって入札書を送付することができる。

2 代理人が入札しようとするときは、入札者の委任状を提出しなければならない。

(入札の延期等)

第20条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

(1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。

(2) 入札が適正に行われないおそれ又は行われなかったおそれがあると認めるとき。

(3) その他やむを得ない事情があるとき。

(入札者の失格等)

第21条 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

(1) 入札期日において、令第167条の4の規定に該当するとき。

(2) 入札期日において、第4条に規定する競争入札に参加する資格及び第6条第2項の規定により工事執行者が定めた資格を有しなくなったとき。

- (3) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、市から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (6) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (7) 正当な理由がなく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (8) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (9) 最低制限価格を設けた場合において、当該制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (10) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (11) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札執行者は、入札者等が次のいずれかに該当する場合は、失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

- (1) 独禁法に抵触する行為その他の不正の行為を行ったおそれがあるとき。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(入札の無効)

第22条 入札執行者は、入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 入札者等が2以上の入札を行ったとき。
- (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないと認められるとき。

(落札者の決定)

第23条 入札執行者は、有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

2 調査基準価格を設けた場合は、前項の規定にかかわらず、当該調査基準価格を下回る入札について必要な調査を行い、入札者等により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は入札者等と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者等のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とするこ

とができる。

- 3 最低制限価格を設けたときは、第1項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- 4 総合評価一般競争入札により契約を締結しようとするときは、前3項の規定にかかわらず、落札者決定基準に基づき落札者を決定するものとする。ただし、当該入札において調査基準価格を設けたときは、第2項の規定を準用する。

(随意契約の予定価格)

第24条 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとする場合は、あらかじめ第14条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、災害応急工事等特に緊急に工事を施行する必要があり、かつ、予定価格を定める暇がないときは、この限りでない。

(随意契約)

第25条 工事執行者は、随意契約により契約を締結しようとする場合は、特別の場合を除き、2人以上から見積書を徴さなければならない。

(契約の締結)

第26条 工事執行者は、競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その決定した日の翌日から起算して7日以内に別に定める契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）により契約を締結しなければならない。

- 2 工事執行者は、前項の規定にかかわらず、前項の契約の契約金（以下「請負代金」という。）の額が1件30万円未満の工事の契約を締結しようとする場合であって、工事の履行が適正に確保されると認められるときは、請書その他これらに類する書面（当該請書その他これらに類する書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をもって、契約書に代えることができる。
- 3 工事執行者は、落札者又は随意契約の相手方が、正当な理由がなく、第1項の期間内に契約書に記名押印（電磁的記録の場合にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）し、工事執行者に提出しないときは、当該契約を締結する意思がないものとみなし、当該契約を締結しないものとする。

(契約保証金の額)

第27条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の額は、請負代金額の100分の10以上とする。

- 2 工事執行者は、契約の変更により請負代金を増額した場合であつて、契約の変更前の契約保証

金の額が、変更後の請負代金の額の100分の7.5を上回り、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、前項の規定にかかわらず、契約保証金の額を当該契約の変更前の契約保証金の額とすることができる。

3 工事執行者は、契約の変更により請負代金を減額したときは、第1項の規定にかかわらず、契約の相手方の請求により、その減額の割合に応じて契約保証金を減額することができる。

4 第1項の契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次のとおりとする。

(1) 第11条各号に掲げるもの

(2) 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

5 契約の相手方は、前項の規定による当該保証を証する担保に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該保証契約の相手方たる銀行若しくは、金融機関又は保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する担保を提出したものとみなす。

（契約保証金の免除）

第28条 工事執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(1) 契約の相手方が、市を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約金額が200万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。

2 前項第1号に該当する場合においては当該履行保証保険契約に係る保険証券を、同項第2号に該当する場合においては当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

（契約保証金の還付）

第29条 工事執行者は、契約履行後速やかに契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。

以下同じ。）を還付するものとする。ただし、契約不適合責任期間の満了までその全部又は一部の還付を留保することができる。

（監督及び検査）

第30条 契約の適正な履行を確保するための工事の監督又は検査についての必要な事項は、別に定める。

（工事の着手等）

第31条 契約を締結した相手方（以下「請負者」という。）は、契約締結の日から10日以内に、別に定める着手届及び工事工程表並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に規定する施工体制台帳の写しを工事執行者に提出しなければならない。

2 工事執行者は、前項の工事工程表及び施工体制台帳の内容が不相当と認めるときは、請負者に必要な措置を求めることができる。

（工事の下請負）

第32条 請負者は、契約を締結した工事（以下「請負工事」という。）に関し、工事執行者があらかじめ指定した部分を他の者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は、請負工事の一部を他の者に委任し、又は請け負わせようとするときは、工事執行者の承認を得なければならない。

（工事の変更等）

第33条 工事執行者は、必要がある場合は工事内容を変更し、若しくは工事を一時中止し、又はこれを打ち切ることができる。この場合において、請負代金の額又は工期を変更する必要があるときは、請負者と協議してこれを定めるものとする。

2 前項に規定する変更請負代金の額は、次式により算出するものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{変更請負代金額} = \frac{\text{原請負代金額} \times \text{変更請負対象設計額}}{\text{原請負対象設計額}}$$

3 第1項の規定により、契約を変更する必要があるときは、別に定める変更契約書（当該変更契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により速やかに変更契約を締結しなければならない。

（工事の完成届等）

第34条 請負者は、工事が完成したときは、別に定める完成届を速やかに工事執行者に提出し、完成検査を受けなければならない。

（請負代金の支払）

第35条 請負者は、前条の完成検査に合格したときでなければ請負代金の支払いを請求することができない。

（前金払）

第36条 工事執行者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条第1項の規定による登録を

受けた保証事業会社の保証に係る工事（請負代金の額が1件200万円以上のものに限る。以下「保証工事」という。）に要する経費について、その保証工事の請負代金の額の10分の4を超えない範囲内で、前金払の契約をすることができる。

2 前項の場合において、工事執行者は、請負者から前払金保証証書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

3 受注者は、前項の規定による前払金保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該前払金保証証書を寄託したものとみなす。

（中間前金払）

第36条の2 前条第1項の契約をした工事執行者は、当該契約に係る工事（請負代金の額が1件500万円以上で、かつ、工期が100日以上のものに限る。）に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の額の10分の2を超えない範囲内で、中間前金払（前条の規定による前金払に追加して行う前金払をいう。）の契約をすることができる。

2 前項の場合において、工事執行者は、請負者から中間前払金保証証書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。

3 第1項に規定する認定の基準については、別に定める。

4 受注者は、第2項の規定による中間前払金保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該中間前払金保証証書を寄託したものとみなす。

（部分払）

第37条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する10分の9を超えることができない。ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の全額まで支払うことができる。

2 前項の支払回数の限度は、前金払を行なったものにあつては次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める回数とし、前金払を行なわないものにあつては3回とする。

（1） 債務負担行為に基づき2年度以上の期間にわたる契約を締結した場合において中間前金払

を行った場合 1回

(2) 中間前金払を行わない場合 2回

(委任)

第38条 この規則に定めるもののほか、市が執行する建設工事に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の建設工事執行規則の規定によりなされた行為は、この規則による改正後の建設工事執行規則の規定によりなされた行為とみなす。

(契約保証金の特例)

3 東日本大震災による災害復旧に関する工事(契約金額が200万円未満の工事を除く。以下同じ。)で、角田市契約規則(平成15年角田市規則第5号)第22条第1項第3号の規定に該当し、かつ、市内に本店、支店又は営業所を有する者と契約を締結する工事における第27条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の10以上」とあるのは「100分の5以上」とする。

附 則 (平成16年3月26日規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月26日規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第36条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う入札公告及び指名通知について適用し、施行日前に行った入札公告及び指名通知については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年3月30日規則第11号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月23日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の附則第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う契約から適用し、施行日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月21日規則第35号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の角田市建設工事執行規則の規定は、平成23年9月13日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の附則第4項の規定は、平成23年9月13日以後に行う契約に係る契約保証金から適用し、同日前に行う契約に係る契約保証金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月9日規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月15日規則第31号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第36条の2及び第37条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う契約から適用し、施行日前に行う契約については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日規則第13号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第13号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第29条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する契約に係る契約保証金から適用し、施行日前に締結する契約に係る契約保証金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月10日規則第25号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の附則第3項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う契約に係る前払金から適用し、施行日前に行う契約に係る前払金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年9月20日規則第31号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第15号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に締結された契約に係る前金払については、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月27日規則第8号）

この規則は、令和8年3月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の角田市建設工事執行規則の規定は、施行の日以後に行う契約から適用し、同日前に行う契約については、なお従前の例による。

様式（省略）